
平成23年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第2日)

平成23年6月21日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成23年6月21日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第51号 | 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第52号 | 対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第53号 | 対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第54号 | 対馬市税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第55号 | 対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第56号 | 対馬市へき地保健福祉館条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第57号 | 対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第58号 | 対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第59号 | 対馬市地域子育て支援センター条例 |
| 日程第10 | 議案第60号 | 対馬市母子健康センター条例を廃止する条例 |
| 日程第11 | 議案第61号 | 対馬市営住宅使用料条例を廃止する条例 |
| 日程第12 | 議案第62号 | あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(女護島地区) |
| 日程第13 | 議案第63号 | あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(佐賀地区) |
| 日程第14 | 議案第64号 | あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(佐賀地区) |
| 日程第15 | 議案第65号 | 市道の廃止について(大船越中学校線) |
| 日程第16 | 議案第66号 | 市道の認定について(大船越久須保線) |
| 日程第17 | 議案第67号 | 市道の廃止について(大船越お寺線) |
| 日程第18 | 議案第68号 | 市道の認定について(大船越お寺線) |
| 日程第19 | 議案第69号 | 市道の認定について(大船越循環線) |
| 日程第20 | 議案第70号 | 市道の廃止について(浜中線) |
| 日程第21 | 議案第71号 | 市道の認定について(浜中1号線) |
| 日程第22 | 議案第72号 | 市道の認定について(浜中2号線) |
| 日程第23 | 議案第73号 | 市道の廃止について(五根緒中線) |

- 日程第24 議案第74号 市道の認定について（五根緒中線）
- 日程第25 議案第75号 市道の廃止について（五根緒名方浦線）
- 日程第26 議案第76号 市道の認定について（五根緒名方浦線）
- 日程第27 議案第77号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第28 議案第78号 損害賠償の額の決定について
- 日程第29 陳情第5号 安心でおいしい主食を保育所の3歳児・4歳児・5歳児に提供することに関する陳情について
- 日程第30 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 追加日程第1 議案第79号 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第51号 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第52号 対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第53号 対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第54号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第55号 対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第56号 対馬市へき地保健福祉館条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第57号 対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第58号 対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第59号 対馬市地域子育て支援センター条例
- 日程第10 議案第60号 対馬市母子健康センター条例を廃止する条例
- 日程第11 議案第61号 対馬市営住宅使用料条例を廃止する条例
- 日程第12 議案第62号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（女護島地区）
- 日程第13 議案第63号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐賀地区）
- 日程第14 議案第64号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐賀地区）
- 日程第15 議案第65号 市道の廃止について（大船越中学校線）
- 日程第16 議案第66号 市道の認定について（大船越久須保線）

- 日程第17 議案第67号 市道の廃止について（大船越お寺線）
日程第18 議案第68号 市道の認定について（大船越お寺線）
日程第19 議案第69号 市道の認定について（大船越循環線）
日程第20 議案第70号 市道の廃止について（浜中線）
日程第21 議案第71号 市道の認定について（浜中1号線）
日程第22 議案第72号 市道の認定について（浜中2号線）
日程第23 議案第73号 市道の廃止について（五根緒中線）
日程第24 議案第74号 市道の認定について（五根緒中線）
日程第25 議案第75号 市道の廃止について（五根緒名方浦線）
日程第26 議案第76号 市道の認定について（五根緒名方浦線）
日程第27 議案第77号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
日程第28 議案第78号 損害賠償の額の決定について
日程第29 陳情第5号 安心でおいしい主食を保育所の3歳児・4歳児・5歳児に提供することに関する陳情について
日程第30 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
追加日程第1 議案第79号 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正について

出席議員（21名）

1 番 脇本 啓喜君	2 番 黒田 昭雄君
3 番 小田 昭人君	4 番 長 信義君
5 番 山本 輝昭君	6 番 松本 臚幸君
7 番 阿比留梅仁君	8 番 齋藤 久光君
9 番 堀江 政武君	10 番 小宮 教義君
11 番 阿比留光雄君	12 番 三山 幸男君
13 番 初村 久藏君	14 番 糸瀬 一彦君
15 番 桐谷 徹君	16 番 大浦 孝司君
17 番 小川 廣康君	18 番 大部 初幸君
19 番 兵頭 栄君	21 番 島居 邦嗣君
22 番 作元 義文君	

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長	橘 清治君	次長	梅野 泉君
課長補佐	國分 幸和君	主任	金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
政策補佐官	松原 敬行君
地域再生推進本部長	近藤 義則君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	平山 秀樹君
総務部次長（総務課長）	桐谷 雅宣君
市民生活部長	長郷 泰二君
福祉保健部長	扇 照幸君
農林水産部長	比田勝尚喜君
建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育長	梅野 正博君
教育部長	大石 邦一君
美津島地域活性化センター部長	主藤 繁明君
豊玉地域活性化センター部長	中村 敏明君
峰地域活性化センター部長	大川 昭敬君
上県地域活性化センター部長	永留 秋廣君
上対馬地域活性化センター部長	川本 治源君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君
監査委員事務局長	橘 英次君

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） おはようございます。

配付しております議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第51号

日程第2. 議案第52号

日程第3. 議案第53号

日程第4. 議案第54号

日程第5. 議案第55号

日程第6. 議案第56号

日程第7. 議案第57号

日程第8. 議案第58号

日程第9. 議案第59号

日程第10. 議案第60号

日程第11. 議案第61号

○議長（作元 義文君） 日程第1、議案第51号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例から日程第11、議案第61号、対馬市営住宅使用料条例を廃止する条例までの11件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） おはようございます。議案の29ページからになりますのでよろしくをお願いします。

ただいま一括議題となりました、議案第51号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について、その提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正は、平成22年度におきまして対馬市峰町津柳258番地25に整備をいたしておりました移動通信用鉄塔施設が3月24日をもって完成いたしましたので、当該施設である対馬市移動通信用鉄塔施設津柳無線基地局を追加いたしたく、当該条例の一部を改正するものがあります。

以上、簡単ではありますが説明を終わります。

続きまして、議案第52号対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

対馬市発足後、教育委員会事務局に指導主事を設置しております。この指導主事は長崎県の県費負担教職員である教員を当て、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的な指導を行っており、給与面においては、県費負担教職員に準じて支給しているところであります。

長崎県では、教育職給料表3級在給の者について、給料表のそれぞれの額に7,500円を加算した額を給料月額として支給することとなっております。このため、指導主事の確保等の観点から、長崎県に準じた支給内容とするよう、所要の改正を行うものです。

改正内容について御説明申し上げます。

教育職給料表の備考に、職務の級が3級である指導主事の給料月額は給料表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする規定を設け、長崎県の教員に適用されている市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例に準ずるよう改正するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） おはようございます。ただいま一括議題となりました議案第53号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、その提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正は、対馬市分担金徴収条例に漁業用施設整備事業のストックマネジメント事業の分担金を新たに加えるとするものです。水産庁におきましては、平成20年度より施設の老朽化とともに更新を必要とする施設が増加していることから、施設の長寿命化を図りつつ、方針コストの平準化及び縮減を図る施設として、ストックマネジメント事業が制度化されました。これを受けて、対馬市におきましても、本年度より漁港施設等の調査に着手する計画であります。これまでの経緯等から漁場造成事業で構築した漁業用施設につきましては、分担金を市負担額の70%と定めようとするものでございます。

なお、条例の施行日を交付の日と定めております。

御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） おはようございます。ただいま上程されました、議案第54号、対馬市税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

平成23年4月27日に地方税法同施行令同施行規則の一部を改正する法律が公布され、原則同日から施行されました。これは、東日本大震災の被災者の方々に、市民税、固定資産税、軽自動車税等の特例措置を設け、救済する内容となっております。

当市におきましても、東日本大震災の被災者の方々が安心・安全に暮らせるよう、対馬市税条

例の一部を所要の改正を行うものでございます。

主な内容としましては、附則第22条で、東日本大震災により住宅や家財等が被災された場合、平成22年度分の総所得等から損失額を雑損控除する特例や、同24条では、損壊した家屋の所有者がその家屋にかわるものとして取得した家屋等に対し、固定資産税の2分の1減免をする特例があります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） ただいま、一括議題となりました議案のうち、議案第55号、議案第56号、議案第59号及び議案第60号につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第55号、対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回改正をお願いいたします児童厚生施設につきましては、条例と施設の再確認をいたしましたところ、豆敷児童遊園につきましては、条例上の施設の位置が旧児童遊園のままとなっておりますので、現在地に変更するものでございます。また、塩浜児童館につきましては、昭和60年に施設を解体いたしておりますが、そのまま条例に残っている状況でございます。このため改正を今回お願いするものでございます。

続きまして、議案第56号、対馬市へき地保健福祉館条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

現在の阿連へき地保健福祉館は、昭和43年に建設されたものでございますが、老朽化が激しいために、平成22年度末で廃止をした阿連へき地保育所を新たに阿連へき地保健福祉館として活用するために条例改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第59号対馬市地域子育て支援センター条例でございます。

今回、子育て支援センターの設置条例をお願いしたところでございますが、この子育て支援センター及び放課後児童健全育成事業の施設につきましては、鶏知保育所と一体として整備をしたものでございます。平成15年度に国庫補助を受けて建設し、平成16年から保育所・子育て支援センター事業及び放課後児童健全育成事業を行っているところでございます。

鶏知保育所につきましては、対馬市保育所条例の中で定めているところでありますが、子育て支援センター及び放課後児童健全育成事業を実施する施設につきましては、設置条例がないまま事業を行ってきたところでございます。このため、子育て支援センター及び放課後児童健全育成事業をあわせ持った子育て支援センター設置条例をお願いするものでございます。

第1条で設置の目的、第2条で施設の名称及び位置、第3条で事業、第4条で職員、第5条か

ら第7条までは、利用に関する事項等、第8条で事業の委託についてそれぞれ定めております。

また、附則で施行日を交付の日からとしています。

続きまして、議案第60号、対馬市母子健康センター条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

豊玉町にあります対馬市母子健康センターは昭和51年度に建築されたものでありますが、老朽化に伴い、平成17年に豊玉町保健センターが新設、供用開始されたところであります。このことによりまして、それまで対馬市母子健康センターで実施をしておりました、妊産婦乳幼児等の保健指導並びに母子保健衛生教育等の各種事業につきましては、豊玉町保健センターで実施しており、現在対馬市母子健康センターとしての利用はなされていない状況でございます。このため、対馬市母子健康センター条例の廃止をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 地域再生推進本部長、近藤義則君。

○地域再生推進本部長（近藤 義則君） ただいま一括議題となりました議案第57号、対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本市の企業誘致の取り組みとして、平成20年度の条例改正におきまして、地元の農林水産物を生かした加工製品、付加価値の高い製品づくりを目指した製造業の誘致に向け、一部優遇制度を強化してまいりました。しかしながら、100年に一度と言われる世界的な金融不安から、国内においても景気の後退が強まり、先行き不透明な情勢で、企業においては規模縮小による経営方針へと方向転換し、基盤強化を図っているのが現状であり、合併以来外部からの本市への誘致実績に結びついていないのが実態でございます。

そのような中で、今後においては、製品の輸送コストなど、離島という立地ハンディを度外視できる情報通信関連企業に焦点を当てた企業誘致活動が必要であると考えています。とりわけコールセンター等の情報通信企業に絞り、これを創出に結びつけるために、受け入れ態勢を整える必要に迫られています。今回の改正は誘致指定の基準の見直しを行い、これまで以上に受け入れ要件の枠を拡大するなど、他の自治体におとらない優位な条件で誘致に取り組むための改正をしようとするものでございます。

具体的な改正点は、指定の基準を現行条例では製造業と製造業以外の業種分けでそれぞれの投下固定資産総額を新規常用雇用者数を指定いたしておりますが、新たに2号を追加し、4つの業種ごとにその規定を定めています。

改正の柱といたしましては、ソフトウェア業等及び情報処理サービス業等の情報処理IT関連産業における固定資産の投下額が、製造業等に比べ比較的少額で立地可能なことを考慮し、投下固定資産総額を問わないものとし、新規常用雇用者数をそれぞれ5名以上と25名以上で規定い

たしております。

ソフトウェア業に関しては、少人数での専門的スタッフが固定的に雇用されることが予想されるため、新規常用雇用者を5名以上、また情報処理サービス業に該当するコールセンター等については、企業経営の形態からある程度まとまった従業員規模が必要であると推測されることから、雇用人数の最低ラインを25名と規定しようとするものであります。

なお、附則で条例の施行期日を交付の日からといたしております。

以上で、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま一括議題となりました議案のうち、建設部所管であります議案第58号、対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例並びに議案第61号、対馬市営住宅使用料条例を廃止する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第58号、対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、厳原港並びに比田勝港の港湾ターミナルビルを利用する者の便宜に供する港湾旅客施設として、条例別表に利用の種別、1階と2階の区別、1平方メートル当たりの使用料を定めております。

施設の状況につきましては、現在空きスペースが発生し、空きが埋まらない状況となっておりますので、これを広く公募し、施設の有効利用を図る観点から、利用する階の区別をなくし、あわせて両ターミナルビルの使用料を統一するために、本条例の改正が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

参考資料の22ページ、23ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

現行の条例では、例えば比田勝港ターミナルビルの場合、売店を行うための利用は1階、また食堂を行うための利用は2階と、階を限定して定めております。

しかし、現状では、条例の用途に則した利用をしようとするものではなく、他の利用で要望がある状況であり、このようなことから、施設利用の公募を広くし、観光客等の利用の要望に合った施設の整備が求められていますので、今回別表の1階と2階の区別をなくし、施設の有効利用を図るものでございます。また、両ターミナルビルの使用料が同じ利用種別で金額が違っておりますので、厳原港ターミナルビルの使用料を比田勝港ターミナルビルの使用料と同額に変更するものでございます。

次に、議案第61号、対馬市営住宅使用料条例を廃止する条例でございますが、本条例は厳原町下原の床谷改良住宅に関する住宅使用料条例でございます。

床谷改良住宅の住宅改善事業が完了したことにより、床谷改良住宅の住宅使用料につきまして

は、他の市営住宅と同様に、公営住宅法並びに対馬市営住宅管理条例により決定するため、本条例が不用となりましたので、今回廃止するものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから 11 件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。1 番、脇本啓喜君。

○議員（1 番 脇本 啓喜君） 最後の建設部の説明のところなんですけど、比田勝港のターミナルとそれから厳原のターミナル、使用用途が同じであるのに使用料金が違うと、だから是正して同じ金額にするということなんですけど、使用用途は同じであってもそれぞれの土地代とかは違ってきてるはずなんです。市の土地ですけれども、周りの工事価格とか違ってきてるはずなんです。普通土地代が高いところはテナント料が高く、それで土地代が低いところはテナント料が低いというのが通常だと思うんですけど、厳原と比田勝と比較すると、比田勝のほうが低いはずなんです。で、それで同じ金額にするというのは少しおかしいかなあというふうに思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 議員御指摘のとおり、本来であれば上屋の建設事業等勘案して使用料等は検討されているというのが通常だと思うんですけど、比田勝の国内ターミナルについては、御承知のとおり昭和 53 年に建設をされております。それと、厳原港ターミナルにつきましては、早いもので平成元年から平成 2 年に建設をされているんですけども、本来であれば厳原港のほうが高くなくちゃバランスとしてはおかしいわけですけど、今の現行でいきますと厳原のほうが安いという条件になっておるわけです。ですから、これを平等に持っていくということで御理解を願いたいと……。

○議長（作元 義文君） 1 番、脇本啓喜君。

○議員（1 番 脇本 啓喜君） 今まで逆転現象が起こったので平等にするということなんですけど、一遍に比田勝のほうを安くするというのは、段階を踏んでという形で捉えてよろしいですか。大体、今おっしゃるように、施設が古いものに対して同じ料金を取るということもちょっといかがなものかと思えますけど。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 現在のところ、今後のこの使用料の変更については、今の段階では検討をいたしていません。と言いますのも、今事業計画をいたしております比田勝港の網代地区への国内ターミナルの移転ということがこの近年出てきます。その段階でも必然的にその辺のバランスがかわってくるのではないかなと、それにあわせて条例改正をしていくという状況になり

ますので、一応その辺の事業の実施の状況を見ていきたいというふうに考えています。

○議長（作元 義文君） 1 番、脇本啓喜君。

○議員（1 番 脇本 啓喜君） それから、使用用途についてですけれども、1 階がお土産屋さん、売店、2 階が食堂というふうに限定していたものを1 階、2 階の区別をなくすということですが、売店もしくは食堂以外のものが応募してきたら、それも認めるという形でよろしいですか。それとも、売店もしくは食堂関係以外はターミナルのテナントとして入れないということでしょうか。その辺を明確に答弁願います。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 今回の条例改正によって1 階、2 階の区別を外すことによってその辺の一部柔軟性が出てきます。それと条例の別表の中に、6 番目に「上記以外の目的のための利用」ということで、最終的には市長がある程度承認をされれば、その辺の用途については柔軟性があるということで御理解を願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） よろしいですか。7 番、阿比留梅仁君。

○議員（7 番 阿比留梅仁君） 福祉部長にお尋ねいたします。

対馬市地域子育て支援センター条例、59 号です。今、この時期に提出された目的をお尋ねします。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） 先般、阿比留議員さんのほうから施設について確認をするようにというふうな、目的外使用があるからという指摘を受けまして、うちの福祉保健部関係の施設を再度確認をいたしました。そういう中で、今回子育て支援センター条例だけでなくほかの福祉関係の施設も、廃止をされているのに既にないの載っている条例とか、そういうのが見つかりましたので、今回改めさせていただいたところでございます。

○議長（作元 義文君） 7 番、阿比留梅仁君。

○議員（7 番 阿比留梅仁君） 阿比留議員からやなくて委員会でしょ。あなたたちはこういうことをするときに、この子育て支援センターは美津島町の保育所内にいつから始まってるんですか。この条例を今出したら、もう既に委託してるんじゃないですか。ね、あなたたちは条例にないことは契約できないということで今まで議会もそれしてきている。なぜこのことだけはできるのか、その社会福祉法人によって差別をつけるのか、どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） この鶏知の保育所とそれから子育て支援センター、それから放課後児童健全育成事業は国の補助事業を受けて一体として整備をしたものでございますので、本来ならばその施設ができた段階でそれぞれ条例を制定すべきところであったわけですが、条例が

整備をされないまま、鶏知保育所の条例だけを整備したまま事業が進んでいったところでございます。そういうことで、今回改めて、正しい条例を整備をさせていただいたということでございます。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 答弁になってないからこの質問は回数に入れんでください。

その支援センターをつくらなければ委託はできなかったはずですよ。条例がなかったら。どういう契約してるんですか、その当時。現実の保育所の中で、支援センター、子育て事業してるんでしょう。第三者にさしてるんでしょ。どういう法律に基づいてさしてるんですか。条例もなく。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） どういう法律に基づいてと言われますけど、実際は条例を制定をしてその上で委託をするというのが本当のやり方なんですけど、その条例の制定がその当時できておりませんで不適切な取扱をしておりましたので、今回改めて条例を制定をさせていただいたというところでございます。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 条例の制定がなかったら委託できないでしょ。それをなぜ、どんな契約してるのかっていうのを尋ねているんです。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） 子育て支援センターとしての事業を委託しております。これは委託契約をしております。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 質問に対する回答になってないじゃないですか。だれが委託するということを条例がなくて許可したの。条例がなかったら委託っていう言葉は出てこないはずだ。ね、わかりますか部長、私が言いよる意味が。条例もなく何のために委託したのか、だれの権限で委託したのかって言うてるんだ。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） 平成17年当時から委託をしておりまして、そのあたりのいきさつはよくわかりませんが、その当時は起案なり何らかの方法をとって委託をしているというように思っております。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 議長ね、これ何回の回数があると思いますから、これ、いいですか。

○議長（作元 義文君） もう一回だけ、そして……。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 回答になってないんや。ね、平成17年に何らかの契約をしていますって、あんたこの条例を出したとに、その当時のことを質問されて何の答弁もできんような

条例出してきたのかな。ここに、条例の中に、8条かな、この条例が制定したら福祉法人に委託することができるって8条なっている。ね、平成17年に、本当はこの条例を出すべきなんだ。それも出さずに闇で契約してるんだよ。癒着だよ。それも調べずに、あなた公務員でありながら、わからんで済むかな。対馬市の職員でしょう。この問題を委員会で、ほかにもあるんですよ。委託が、条例がなくて委託ができませんこと、あなたも知っているはずだ、部長までしてるんだから。だからどういう目的でその当時の市長と社会福祉法人が家で契約したのか、どこで契約したのかを尋ねてるんだよ。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） その当時は、私は適正に起案をして、その上で契約していると思いますけど、その書類を17年当時ですので、再度確認をいたしまして、委員会、これは一応委員会付託になっておりますので、委員会のときにお示しをしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） あなたがここで付託とか何かという問題と違うでしょう。基本的な問題よ、これ。一番大事なことで、あなたたちが行政を運営する中で。上対馬にも支援センターあるんでしょ。これも福祉法人の、社協の中にあるはずだ。これは条例はどうなってるの。社協の定款を変更してるのかな。社協の管轄はあなたでしょ。

それと、ある法人は役所の仕事を全部役所の土地、無料で貸したり、ただで使わせたり、こういうわけ隔てなことだけしてる、正式な委託契約もせずに。まず条例がないんだから委託契約ができないはずだ。こんなにまでしてね、湯多里ランドの5,000万、こんなことまでしてできるのかな、市民の税金を。もう少しね、間違つとるんじゃないかな。議会もしっかりせなあかんけど、行政もしっかりせなあかんのじゃないかな。この対馬市が合併してからずっと一部の社会福祉法人だけめっちゃくちゃな契約をしてきている。それでいいのか。一回破棄して新たにするのか、それをお伺いします。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） 今、破棄をして新たに契約をするのかというお尋ねでございますが、そこは今考えておりません。

○議長（作元 義文君） ごもったもな指摘だと思いますので、十分福祉保健部長のほうも検討されて、答えを返してください。

○議員（7番 阿比留梅仁君） いや、議長、ちょっと大事なことや。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 破棄にする気はないで、違法なこととして破棄する気はないってどういう意味じゃ。え、白紙に戻すのが本当じゃないのかな。多数決とか何かの問題じゃない

よ。違法なことをしたことを、そのままあなたたちは今条例を出して、委託募集もせずにそのまま続けさせるのかな。だったらこの条例なんだよ。これが可決されて初めて条例が有効になるんだよ。そしたら8条に、社会福祉法人に委託することができるってなっている。委託せんでもいい、直営ですれば。今までの電気代とか、その辺はどうなっているんだよ。それもただか。え、これ何回も僕が質問しよるのは、答えになってないから質問しよるんだよ。何が大事かわかってないから質問しよるんだよ。

○議長（作元 義文君） ちょっと、暫時休憩します。

午前10時37分休憩

.....

午前10時38分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このたびの6、7年経ってからこのような条例を整備するという不手際が起きましたことを、まずをもって市民の皆様に対して陳謝したいと思います。今御指摘がありましたように、施設条例等がない中で委託をしてきたことは、まさしくおっしゃられる、御指摘のとおりだというふうに思います。そのときのやり取りについては、詳細は私自身もわかりませんけれども、このようなやり方がほかに起こっているならば、それをきちんと正していく必要があろうと思います。今しばらくどのような方針で今後望んでいくかということを、時間をいただきたいと思います。できれば早いうちに、皆様にほかの部分も含め、基本的な方針をはっきりとださせていただきたいと思います。御了承よろしく申し上げます。

○議長（作元 義文君） 7番、それで一応今回はよろしいですか。7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） あのね、部長に私がどうやこうや言うて、部長の責任じゃない。しかし、担当部にかわった以上はきちんとしないと、あなたがしたのと違うと思う。副市長、市長も一緒だと思う。立派なこととして、選定委員のときには立派なことしよるけど、やっぱり少なくとも縁故関係に副市長、手心を加えとるんじゃないの。もう少しきちんとした対応しないとおかしいと思う。早急に改善して文書でください。

○議長（作元 義文君） ほかに。10番、小宮教義君。（発言する者あり）10番から、10番から。そっちで勝手に決めないように。

○議員（10番 小宮 教義君） はい。一点お尋ねします。この議案第57号、これの企業誘致のやつなんですけど、この改正案でコールセンターのお話が出ましたが、25名以上の規模とかいう数字が出ていますよね。企業として、こちらに来て、例えば25名を予定しとったけども、22名しか揃わなかったとか、そういう場合はまずどうなるんでしょうかね。その辺をお尋ねし

ます。

○議長（作元 義文君） 政策補佐官、松原敬行君。

○政策補佐官（松原 敬行君） 企業誘致を担当してます立場から私のほうから説明いたします。

今回の条例改正につきましては、情報通信関連事業について手厚い措置をしたいということを考えております。その中で、特にコールセンターということに絞りながら通信回線を使って大量に業務を行うということの内容でございます。したがって、非常に、県下の状況を見ても、ほぼ少ないところでも40名から50名のオペレーターを雇用してあるというのが実態でございます。今回25名というこの線引きにつきましても、県と三者協定を結んでいくということになります。したがって、25名という数字は県の補助要綱とも整合性を保つ意味でそういう措置をさらしております。特に対馬市の場合は企業誘致を設定するときには、事業計画書を企業に出していただくことになっております。だから、その段階で、雇用計画が25名以上ないと、まずその事業計画の段階で、誘致企業として指定ができないということになりますので、事業計画立てる段階でまず25名というのをクリアしていただく。そして、当然その後入られて事業を実施していく中においても25名というのを確保していただかねばならないということになると思っております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） ということは、基本的には25名以上ということですね。この条例の中に、ほかの企業誘致条例がほかにもいっぱいあるんですが、各市にもですね、その中で、特別に、この対馬市はこの条例の中で、先ほどの改正の4条の2項のところに「市長が特に必要と認めるものについては前項の規定にかかわらず否定することができる」という項目があるんです。これは、ほかの企業誘致条例見ても、なかなかこれを謳っていないんです。ということは、先ほど25名と言われたけども、実際に企業を起したときに22名しかいないという場合が生じたときには、この2項の要綱で対応できるのか、できないのか。

○議長（作元 義文君） 政策補佐官、松原敬行君。

○政策補佐官（松原 敬行君） 今小宮議員がおっしゃられました2項の取り扱いについては、確かに一考すべき条項だと思っております。それとあわせて対馬市の場合は適用業種ということで、製造業、ソフトウェア業、それから情報処理サービス業、そして旅館業等というのがあります。だから、市長が定めるちゅうか、特に必要と認めるという意味合いは、やはりその業種の選定にも一つはあるだろうし、あるいは雇用者人数についても少し弾力を持って、内容によっては判断すべきものがあるのではなかろうかなということが、事案、事案において考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（１０番 小宮 教義君） ということは、この２項にある「規定にかかわらず指定することができる」というのは、そういう人数の枠の範囲も入っての判断ということですよね。

○議長（作元 義文君） 政策補佐官、松原敬行君。

○政策補佐官（松原 敬行君） それは、事案によって判断させていただきたいと思いますが、（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）ただ、弾力的な要綱だと条文だというふうに分けております。

○議員（１０番 小宮 教義君） はい、わかりました。

○議長（作元 義文君） １４番、糸瀬一彦君。

○議員（１４番 糸瀬 一彦君） 私は、ターミナルの件で、１番議員が質問いたしましたけれども、部長にお尋ねしたいと思います。部長、あなたの企画、起案で決裁が下りて厳原と上対馬の料金を均等に図ったということでしょうか。それとも内部でよく相談されて厳原の流動人口と上対馬の流動人口はまったく違うじゃないですか。だれが見たって、しかも募集して応募者がいないというような状況の中で、何でそれぐらいのことが見直しをして、できるだけ見やすい金額にして、そして利用していただくと、そういうふうを考えるのが普通じゃないんですか。両方同じ建物で名称も一緒やから、平米当たり金額を均等にしましたと、これが改正の理由ですという説明ですけど、私にはさっぱりわかりません。もう一回、どういう審議会を経て、そしてこれが決まったのか、副市長も市長もかかわってこういう原案をつくったのか、答弁してください。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 今回の条例は、ある程度ターミナル、それぞれのターミナルにいかん早く入っていただくかということをメインに検討いたしました。それと、御質問の私の判断なのか、それとも部で叩いた判断なのかということでございますが、一応部のほうで叩き合った案件でございます。

それと、今後のその状況、決めた状況につきましては、御承知のとおり、あのターミナル、それぞれのターミナルを維持管理をするための収入というのにも必要になってくるわけです。そのへんを勘案して現行金額である程度その辺は若干赤字になりますけれども、その辺は状況的にカバーしていけるということで検討させていただいております。今回の改正の金額につきましても、一応わずかでございまして、総額８万１,０００円ぐらいの、年間の増額ということで、一応、現行でいこうと言う判断をしました。

○議長（作元 義文君） １４番、糸瀬一彦君。

○議員（１４番 糸瀬 一彦君） 私が言っておりますことをよく理解してもらえてますかね。全然、私協本議員の、市長と一緒に、価値観が全然違うんじゃないかと思いますよ。厳原のターミナルなんか相当な流動人口があることはよくわかります、私たちも。あそこならテナントとして

希望される方があるかもしれません。しかし、そうでない、まったく疲弊してしまった上のターミナルも一緒にしようというような発想が私には理解ができないんです。行政としては、同じにすれば何となく無難な方法かもしれませんが、臨機応変、きのうありましたけど、そういうときに考え方を出すのが正しいんですよ。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 言われるとおり、本当なら利用の頻度、そのへんの勘案をして決める所なんですけど、最低でも、今の現在の状況というのが、使用料につきましては比田勝港のほうが高いわけです。ですから、これをある程度同じレベルまで、厳原のほうを上げていったということです。それと、最終的な、今回議会の中で御提案いただいたその内容につきましては、先ほど脇本議員さんのほうにも話しましたとおり、比田勝港の港湾ターミナルの計画もあっております。その辺をひっくるめまして全体的なバランスがどう取れるのか、検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解を願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 3回目ですから、私、市長のほうにお願いをしたいと思います。条例決めてしまったら簡単に変更はできませんので、この機会にもう一回すり直してください。そして、安い金額で設定された場合には、比田勝のターミナルも希望者があるかも知れません。それから、2階と1階を取っ払ったような説明がありましたけど、やはり利用の状況というのは地元の方にも聞いて、そして一階に仮に食堂が入ったらもう待合室はまったく2階かどうかになるわけでしょうから、そのようなことも地元とよく相談されて、私はそういう気配りがあってもいいんじゃないかと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（作元 義文君） いいですか、要望でいいですね。はい。ほかに。はい、3番、小田昭人君。

○議員（3番 小田 昭人君） 議案第52号対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、お尋ねをいたします。

まあ、指導主事の給料月額という改正でございますけど、給料表は1級から4級まであるわけでございますけど、3級だけ7,500円を加算するということで、4級はなぜならないのかをお尋ねをいたします。

○議長（作元 義文君） 総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） 3番議員さんの質問にお答えしたいと思います。

教職員の給料表につきましては、1級から4級までありますけども、1級につきましては、長崎県は助教諭、2級につきましては教諭、特2級というのがありまして主幹教諭でございます。

3級というのが、副校長、教頭であります。4級が、長崎県で言いますと校長という、長崎県の

給料表でございます。

対馬市におきましては、1級が幼稚園の助教諭を適用しております。2級が指導主事幼稚園教諭でございます。特2級っていうのは困難業務な指導主事を適用いたしております。3級につきましては、指導主事、特に困難業務等の業務が困難等な指導主事に適用いたしております。4級につきましては指導主事の重要業務ということで適用いたしております。現在3級の、4級につきましては3名、3級については2名、2級につきましては2名の指導主事、7名が在職をしています。4級につきましては、プラス7,500円アップというのは給料表自体に既に適用させておりますので、3級についてのみ県に準じて改正をいたしたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（作元 義文君） いいですか、3番。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号から議案第61号までの11件中、議案第59号を除く10件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議あり。はい、17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 今、1件だけ委員会付託の提案をされましたけど、今の質疑応答を聞いている中で、この議案第58号、これを本会議で採決するのはちょっといがかかなと、もしよければ所管の委員会に付託をして、委員会の中で、もう少し研究・討議する必要があるんじゃないかと思って、私は異議を唱えましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） ただいまのような意見でございますが、いかがいたしましょうかね。委員会に58号、付託いたしましょうか。

暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

.....

午前11時36分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

異議がありますので、起立採決をします。10件について、委員会への付託を省略することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立少数です。10件は委員会付託を省略することは否決されました。

暫時休憩します。議運の委員長、委員会を開いてください。どれを委員会にまわすか。

午前11時37分休憩

.....

午後0時18分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。昼食休憩とします。

午後は1時15分から再開します。

午後0時19分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

島居議員、山本議員から早退の通知があっております。再開します。

休憩前に引き続いて、一括議題としております議案第51号から議案第61号までの11件を議題とします。

お諮りします。議案第51号から議案第61号までの11件中、議案第58号及び議案第59号を除く9件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第58号及び議案第59号を除く9件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、9件について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） これで討論を終わります。

これから、9件を一括採決します。

議案第51号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例、議案第52号、対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第53号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例、議案第54号、対馬市税条例の一部を改正する条例、議案第55号、対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例、議案第56号、対馬市へき地保健福祉館条例の一部を改正する条例、議案第57号、対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例、議案第60号、対馬市母子健康センター条例を廃止する条例、議案第61号、対馬市営住宅使用料条例を廃止する条例の9件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。9件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号、対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例及び議案第59号対馬市地域子育て支援センター条例は、配付しております議案付託表のとおり常任委員会に付託

します。委員長の審査報告は6月29日に行います。

日程第12. 議案第62号

日程第13. 議案第63号

日程第14. 議案第64号

○議長（作元 義文君） 日程第12、議案第62号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（女護島地区）から、日程第14、議案第64号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐賀地区）までの3件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） ただいま一括して議題となりました議案第62号から議案第64号の3件のあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更につきまして、続けて提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議案第62号についてでございますが、本議案は地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するものでございます。

本件は、長崎県が事業主体で施工しました美津島漁港整備事業に伴い、ケーソン製作場用地道路敷として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を美津島町久須保字池ノ浦に編入するものでございます。土地の位置につきましては、字図位置図を添付し、赤塗りで表示している部分でございますが、美津島町久須保字池ノ浦693の1、693の3、694の3、695の1、695の3及び711の10から15まで並びに695の3に隣接する水路地先で、面積1万5,104.15平方メートルの土地でございます。

次に、議案第63号は、議案第62号と同じく、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するものでございます。

本件は長崎県が事業主体で施工しました佐賀漁港整備事業に伴い、道路事業として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を峰町佐賀字宮原及び在家に編入するものでございます。土地の位置につきましては、字図位置図を添付し、赤塗りで表示している部分でございますが、峰町佐賀字宮原444の8地先並びに字在家536の14地先で、面積376.65平方メートルの土地でございます。

最後に、議案第64号も、前2号と同じく、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するものでござい

ます。

本件は、長崎県が事業主体で施工しました佐賀漁港整備事業に伴い、道路用地、漁具保管修理施設用地、護岸敷、岸壁敷として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を峰町佐賀字向エに編入するものでございます。土地の位置につきましては、字図位置図を添付し、赤塗りで表示している部分でございますが、峰町佐賀字向エ33の13、33の14、33の17、33の35及び33の36地先で、面積827.63平方メートルの土地でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第62号から議案第64号までの3件の提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから、3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。3件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。3件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、3件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） これで討論を終わります。

これから採決をします。3件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。3件は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第65号

日程第16. 議案第66号

日程第17. 議案第67号

日程第18. 議案第68号

日程第19. 議案第69号

日程第20. 議案第70号

日程第21. 議案第71号

日程第22. 議案第72号

日程第 2 3. 議案第 7 3 号

日程第 2 4. 議案第 7 4 号

日程第 2 5. 議案第 7 5 号

日程第 2 6. 議案第 7 6 号

○議長（作元 義文君） 日程第 1 5、議案第 6 5 号、市道の廃止について（大船越中学校線）から日程第 2 6、議案第 7 6 号、市道の認定について（五根緒名方浦線）までの 1 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま一括議題となりました議案第 6 5 号から議案第 7 6 号までの市道の廃止並びに認定に係る、以上 1 2 件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、路線を廃止するために、道路法第 1 0 条第 3 項の規定並びに市道を認定するために同法 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第 6 5 号市道の廃止について（大船越中学校線）並びに議案第 6 6 号市道の認定について（大船越久須保線）でございます。

議案第 6 5 号の大船越中学校線は、裏面の参考図面のとおり、市道大船越海岸線の接点、美津島町大船越字ヤトコ原を起点とし、緒方入り口付近の国道接点の美津島町久須保字蔵ノ本を終点とする延長 1, 4 6 3 メーターの路線でございます。以前本路線の沿線に大船越中学校があり、その関係から市道大船越中学校線という路線名になっておりますが、御周知のとおり、現在大船越中学校は別に移転をしているため、位置的な誤解や混乱を招くことと、議案第 6 9 号で説明いたします大船越循環線の新規認定に合わせるために本路線を廃止し、新たに議案第 6 6 号、市道の認定について（大船越久須保線）の参考図面のとおり、大船越循環線接点の美津島町大船越字下在所を起点とし、緒方入り口付近の国道接点の美津島町久須保字蔵ノ本を終点とする延長 1, 3 4 5 メーターを認定しようとするものでございます。

次に、議案第 6 7 号、市道の廃止について（大船越お寺線）並びに議案第 6 8 号、市道の認定について（大船越お寺線）でございます。

議案第 6 7 号の大船越お寺線は、参考図面のとおり、市道大船越海岸線接点の、美津島町大船越字下在所を起点とし、大船越へき地保育所付近の美津島町大船越字下在所を終点とする延長 2 2 2 メーターの路線でございます。新規認定をしようとする大船越循環線と一部重複いたしますので、本線を廃止し、新たに議案第 6 8 号、市道の認定について（大船越お寺線）の参考図面のとおり、大船越海岸線接点の、美津島町大船越字下在所を起点とし、大船越循環線の接点である美津島町大船越字上在所を終点とする延長 4 0 メーターを認定しようとするものでございます。

次に、議案第 6 9 号、市道の認定について（大船越循環線）でございます。本路線の完成に伴

い、参考図面のとおり、市道大船越海岸線接点の、美津島町大船越字下在所を起点とし、市道大船越漁港関連道の接点、美津島町大船越字上在所を終点とする延長４６０メートルを新規認定しようとするものでございます。

次に、議案第７０号、市道の廃止について（浜中線）並びに議案第７１号、市道の認定について（浜中１号線）、議案第７２号、市道の認定について（浜中２号線）でございます。

議案第７０号の浜中線は、参考図面のとおり、起点・終点を豊玉町曾字前原とする延長１３６メートルの路線でございますが、主要地方道上対馬豊玉線の道路改良事業によりまして、２つに分断をされましたので、本路線を廃止し、新たに議案第７１号、市道の認定について（浜中１号線）並びに議案第７２号、市道の認定について（浜中２号線）のそれぞれ参考図面のとおり、浜中１号線として延長８０メートル、浜中２号線として延長４０メートルを認定しようとするものでございます。

次に、議案第７３号、市道の廃止について（五根緒中線）並びに議案第７４号、市道の認定について（五根緒中線）でございます。

議案第７３号の五根緒中線につきましては、参考図面のとおり、起点・終点を上対馬町五根緒字ウステとする、延長４２２メートルの路線でございますが、市道五根緒線と一部重複をしておりましたので、本路線を廃止し、新たに議案第７４号、市道の認定について（五根緒中線）の参考図面のとおり、港から五根緒線の接点までの延長２５０メートルを認定しようとするものでございます。

次に、議案第７５号、市道の廃止について（五根緒名方浦線）並びに議案第７６号、市道の認定について（五根緒名方浦線）でございます。議案第７５号の五根緒名方浦線は参考図面のとおり、起点を上対馬町五根緒字ウステから、上対馬町五根緒字名方浦を終点とする延長２、２１７メートルの路線でございますが、起点で五根緒線に一部重複いたしていたしましたので、本路線を廃止し、新たに議案第７６号、市道の認定について（五根緒名方浦線）の参考図面のとおり、五根緒線接点の上対馬町五根緒字ウステを起点とし、上対馬町五根緒字名方浦を終点とする延長１、３４０メートルを認定しようとするものでございます。

以上で、議案第６５号から議案第７６号までの１２件についての説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） これから、１２件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。
１８番、大部初幸君。

○議員（１８番 大部 初幸君） 議案６９号についてお尋ねします。この大船越循環線道路は、昨年市長のおかげで完全に貫通したわけですが、６８号に載ってるこの市道認定のこのちょっと先に、１０メートルぐらい舗装がされてないんです。１０か１４、５メートルですかね、僕もそ

れぐらいの距離と思うんですが、これ市道認定ということですが、ここだけが舗装できてないものですから、非常にその地域の人が困って入るわけですが、これがどうかならないものか、お尋ねをします。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） この件につきましては、最終的には長い期間用地交渉等によりまして取り組んできたわけですけど、最終的には用地の対応ができなかったということで、その区間というか、その幅だけが未施行のまま終わったということでございます。

以上です。

○議長（作元 義文君） 18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） その理由は、私も詳細にわかってるんですよ。だからこのまま、今のままで舗装しなくてそのまま終わるものか。相手先はこういう公共の施設だから言えませんが、お金のやり取りがいろいろ複雑構成であってるわけですよ。この循環線道路というのは正直言って、私も自分が議員になるときこれ目標でやったわけですから、これ何とか解決方法はないものか。もうかなり美津島町のときからこれやってきて、もめにもめてこのままになってるわけですよ。もうこの地権者は亡くなってるわけですけども。その後一つもぜんぜん進展がないんですけど、このまま舗装しなくていくものか、そのところをお聞きしたいんですが。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 議員御指摘のとおり、せっかくああいうきれいな道路ができて、一部、半分までいきませんが、こう欠いたような状況で舗装がなっていると、私たちもなるべくなら完成をしたかったんですけど、先ほど話しましたとおり、一部土地の買収ができないという状況で、公共の施設でございますので、果たして民地の分をその辺の対応ができないまま舗装するのはいかなもんかということで、いまのところちょっと対応しきらない状況でございます。

○議長（作元 義文君） 18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） 循環線道路はお寺が横にあって、お寺というものはそんなにしょっちゅう行くようなものではないとですけど、その上に大船越へき地保育所があるわけですよ。このところ、地元の人がしょっちゅう舗装してないところを毎日、朝晩、じいちゃんばあちゃんが孫連れて行ったりきたりしてるわけです。これを何とか善処ある方法で、このままやったら、今部長言われるままやったら絶対進展しないと思います。町がお金払っとるからしないというのがあるわけですよ、はっきり言って。ただ、担保が抜けないからされないというわけでしょうけど、私もそれは携わってるから理由はわかってるんですけど、これを何とか、そのところを市道認定ですからできないものかお聞きしてるんですよ。このままだったら平行線で、もう今のままのがたがた道、泥水。泥水ですかね、雨がふったらもう溜まり場になってますよ、今見て

もらったらわかるように。もうこんなになって何年になりますかね、もう5、6年、5年ぐらいなと思いますよ。これが進展しないわけなんですけど、ぼんといきなり人にも振られんでしょけど、これ何とか進展ある方法って考えられんもんですかね。もう一回お願いします。どちらでも。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 現地は未舗装のままで、そして側溝等もできていない状態でずっと推移をしてきております。一度今回こういう形で市道認定をさせていただく中で、最終的にはそれなりの年数がかかると思いますけれども、道路法の適用を受ける段階において、物事をどういう方向かで決着をつけるということを考えていかないと、今のまま放置を永遠にしとくという訳にはいけない場所だという認識は持っております。

○議員（18番 大部 初幸君） ぜひその方向で進んでください。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 議案第65号から76号まで、これの認定と廃止のことでちょっと確認させてもらいたいんですが、この認定した土地の名義変更、廃止した場合のその後のどういうふうな財産になるのか、これちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（作元 義文君） わかります。はい、建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） この内容で議会の議決が得られれば、今後市道にということで、公告をしていくことになります。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） いや、公告するのはわかるんやけど、名義は既にかわってるの、市に。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） いまの路線につきましては、たいがい最終的には市名義になっていると思います。市名義か、ある程度長狭物といいます赤道とか、里道の分野も含めて公共の財産という認識はしております。

○議長（作元 義文君） わかります。

○議員（7番 阿比留梅仁君） わからん。

○議長（作元 義文君） 名義の問題ですか。名義が変わってるのか。今からなるのかどうか。建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 今の認定の分についてはなっております。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 認定の分はすべて市の名義になっているということではないんです

ね。それと、廃止の分に対して、これ、今後どのようにして財産管理をされるのか、ちょっと伺いいたします。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 廃止の部分で、道路としての置き去りにする廃止の方法じゃなくて、今回の分につきましては、一部重複をしておったり、新規認定に合わせていろいろ路線の整合を取る中で、一回認定をしておる路線について一回廃止をして、そして新たに路線のルートとか、そういうやつを見直した中で新規認定をしていただくという構成の中で進めておりますので、廃止をしたからといってそこにはほかの路線がそのまま形状的に残るかというものではない。

以上です。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） すべてを認定し直したということは、そこには不足の分と必要なくなる分ができたわけでしょう。そうしないと、廃棄して認定し直す必要はないからね。その辺はどうなんですか。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 先ほど説明いたしましたとおり、まあもともと市道であってそれから外れたというエリアにつきましては、曾の部分で、曾の浜中1号線みたいな道路で、県事業で一部エリアを県道になってまた寸断をされた、そういう部分については市道から県道に移行したという状況で、通常先ほど申しましたとおり、今回の部分は問題がある路線について、一回廃止をして、修正をして、新たに認定するという状況で今回出していますので、その辺を御理解願いたい。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） そしたら、わかりやすく73号、廃止した部分は何平米ですか。そして、新たに認定し直したのは何平米ですか。議案73号だけでいいですから。廃止が何平米で、新たに認定し直したのは何平米ですか。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 認定の中で、そういう認定項目というのがありまして、ある程度起点・終点の所在と延長関係だけの認定であって、その辺は現況の中で、それぞれの現況に合わせた幅員の確認をしなくてはいけないんでしょうけど、一応今の認定の内容というのが、先ほど話しましたとおり、始点・終点の所在の並びにその路線が何メートル総延長としてあるのかの内訳ぐらいで終わってますので、一応私の今の段階であれば面積等については把握をいたしております。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） ちょっと議案出してくるのにはおかしいですよ。普通、認定廃止というのは、その後の財産、普通財産にするのか、それもきちっとせなあかんだろうし、もとの地主に返すのか、それもはっきりしない、できん場合もあるでしょうし。廃止するのが何平米か、認定するのが何平米かわからんという認定の仕方ではよくないと思うんだけど、どうでしょうかね。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 今の第73号のことでちょっと説明を申し上げますと、もともと五根緒中線につきましては422メートルありまして、そのうち重複をしている区間が一部区間あったと。要は重複している部分が422メートル既存であったわけですけど、そのうち残ったのが五根緒中線として認定のほうに掲げております総延長250メートル、その差し引きが重複をしていたという状況になります。ですから、172メートルが重複をしていたかということになります。

○議長（作元 義文君） いいですか。7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 財政課長かな、この認定あったときに、あななたちはどういうふうな財産管理していくんかな。

○議長（作元 義文君） 総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） 道路関係につきましては、建設部の管理課のほうで道路台帳に基づいて市の名義については、登記をいたしていると思います。まだ、道路については、未登記の分もかなりあるとは聞いてはおりますけども、管理課のほうで、道路については把握をいたしておると考えております。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） あなたたちは前の決算のときに、2年前かね、決算委員会のときに、それを1つにまとめて総務ですするという答弁がなされてるよ。それが、普通財産なのか、公有財産なのか分けてするという答弁がなされてるよ。

○議長（作元 義文君） 総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） 財産管理の面ですけども、普通財産につきましては、それぞれのセンターが台帳を持っておりまして、総務部管財課のほうでとりまとめをいたして書類をもっております。行政財産につきましては、それぞれの部門で行政財産につきましてはの台帳というのを整備しておりまして、その分につきましては、一覧表として管財課のほうでもらってるという状況であります。

○議長（作元 義文君） いいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております12件は、委員会への付託を省略したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。12件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第65号、市道の廃止について（大船越中学校線）、議案第66号、市道の認定について（大船越久須保線）、議案第67号、市道の廃止について（大船越お寺線）、議案第68号、市道の認定について（大船越お寺線）、議案第69号、市道の認定について（大船越循環線）、議案第70号、市道の廃止について（浜中線）、議案第71号、市道の認定について（浜中1号線）、議案第72号、市道の認定について（浜中2号線）、議案第73号、市道の廃止について（五根緒中線）、議案第74号、市道の認定について（五根緒中線）、議案第75号、市道の廃止について（五根緒名方浦線）、議案第76号、市道の認定について（五根緒名方浦線）の12件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。12件は原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第77号

○議長（作元 義文君） 日程第27、議案第77号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま議題となりました議案第77号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

この議案につきましては、本年3月31日をもって南高北東部環境衛生組合が解散したことに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に、変更が生じるため、地方自治法第290条の規程により、議会の議決を求めるものであります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第28. 議案第78号

○議長（作元 義文君） 日程第28、議案第78号、損害賠償の額の決定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。上対馬地域活性化センター部長、川本治源君。

○上対馬地域活性化センター部長（川本 治源君） ただいま議題となりました議案第78号、損害賠償の額の決定について、その提案理由の御説明を申し上げます。

損害賠償につきましては、国家賠償法第1条第1項の規定により、損害を賠償する必要があるしますので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は平成21年11月15日、公園内の木柵支柱の根元が老朽化により腐食していたため、寄りかかった際に横の梁が脱落して、約1メートル下の道路歩道に転落し、鎖骨骨折と脊椎の圧迫骨折をされた事故で、入院134日を含め353日間の長い治療期間を要しました。負傷された方には、肉体的にも精神的にも大変な御苦痛を与えました。また、御家族の方にも多大な御迷惑をおかけしたことを心からお詫びを申し上げます。

なお、この公園の木柵をはじめ、上対馬管内の老朽化した木柵のすべては、その後鋼製の防護柵に取りかえましたが、今後このようなことがないように、施設管理には十分気をつけたいと思っております。

損害賠償金につきましては、全国町村会総合賠償保険に加入しておりましたので、全額保険会社が支払うことになります。

以上、簡単でございますが提案理由の御説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第29. 陳情第5号

○議長（作元 義文君） 日程第29、陳情第5号、安心でおいしい主食を保育所の3歳児、4歳児、5歳児に提供することに関する陳情についてを議題といたします。

陳情第5号は、配付しております陳情文書表のとおり、厚生常任委員会に付託します。委員長の審査報告は6月29日に行います。

日程第30. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（作元 義文君） 日程第30、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

本選挙の議員任期は市議会議員任期によるものでありますが、3月定例会において、本会議員が市議会議員を辞職したことによるものであります。任期は平成25年5月31日までの残任期間となります。

お諮りします。選挙の方法は指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

次に、指名の方法については、議長が指名することにします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に兵頭栄君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました兵頭栄君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議長が指名しました兵頭栄君が当選されました。

当選された兵頭栄君が議場におられますので、当選の告知をいたします。暫時休憩します。

午後2時00分休憩

.....

午後2時43分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

配付しておりますとおり、市長から追加議案が提出されました。

お諮りします。議案第79号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第79号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正についてを日程に追加し、日程第1として議題にすることに決定いたしました。

_____ . _____ . _____

追加日程第1. 議案第79号

○議長（作元 義文君） 追加日程第1、議案第79号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま議題となりました議案第79号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正について、その提案理由と内容を御説明いたします。

本案は、地方自治法第74条第1項の規定により、対馬市厳原町宮谷77番地入江有紀氏及び厳原町久田道1622番地友納徹氏を請求代表者とし、提出のありました対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の改廃請求を平成23年6月14日受理しましたので、同条第3項の規定により、別紙意見書をつけて議会に付議しようとするものです。

2ページをお願いいたします。

改正条例は、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例とし、第1条は趣旨で、地

方自治法第203条第4項の規定に基づき、議会の議員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、定めようとするものです。

第2条で、報酬の額を日額3万円とし、第3条で支給方法、第4条で費用弁償について、第5条で規則への委任を定めるものです。

附則で、施行日を平成23年9月1日としております。

次に、市長としての意見であります。請求代表者は条例改正請求要旨として、多額の負債をかかえる厳しい対馬市の財政状況の中で、漁業など市内産業の不振や、人口の流出が続いており、このように疲弊した対馬市の状況を少しでも緩和するため、議員報酬を日当制にし、約4億円の節約を行いたいとしています。

市民の皆さまが、このように対馬市の現状や財政状況を憂慮し、直接請求を行われたことに対して、非常に重く受け止めているところであります。請求代表者のご指摘のとおり、市の財政は厳しい状況であり、積極的な行財政改革を断行し、その健全化に努めているところですが、3月に発生した東日本大震災の影響を考えると、国からの補助金等の削減が予想され、なお一層の行財政改革を進めながら、施策を行っていく必要があると考えています。

そのような中でありますが、地方自治法制定から60年以上経て、平成の大合併等により、地方公共団体の姿は大きく変貌をとげ、市町村が基礎自治体として地域における行政の中心的な役割を担うものと位置づけられ、行政分野の権限委譲が進められており、地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本的な改正が行われているところです。

地方自治法の改正では、地方議会のあり方についても、議会が執行権限の行使に事前の段階からより責任を持つようなあり方、さらに議会と執行機関、それぞれの責任を明確化することによって、純粋な二元代表制の仕組みとするあり方の2つの方向で見直しが進められており、地方議会の果たすべき役割と責任がより大きくなっております。

地方議員についても同様に、広範囲で積極的な議員活動が求められることとなり、これを受け、多くの地方議会で議会基本条例が制定され、住民からは今まで以上の議員活動が期待されているところです。

さらに、真の意味での住民自治の確立のためには、多様な層の幅広い住民が議員として活動できる環境整備が必要になっております。

以上のように、今回の議員報酬の日当制に対する条例案につきましては、今後期待されている議員活動や幅広い住民が議員として活動できる環境整備に支障を及ぼす懸念があると考え、議員報酬につきましては、従来どおり対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定により支給することが妥当であるとする次第であります。

以上で、市長の意見も含め、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い

いをいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

この際申し上げます。本件は地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えることになっています。また、同法施行令第98条の2の規定で、請求代表者が複数人いるときは意見を述べる機会を与える請求代表者の数を定めることになっています。

お諮りします。本件は配付しております議案付託表のとおり、議会運営委員会に付託し、請求代表者に意見を述べる機会及び意見を述べる請求代表者の数は委員会で決定することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は配付しております議案付託表のとおり、議会運営委員会に付託し、請求代表者に意見を述べる機会及び意見を述べる請求代表者の数は委員会で決定することに決定しました。

_____・_____・_____

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

明日は定刻より本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時50分散会
